

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種説明書 (子宮頸がんワクチン)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、平成25年4月から、予防接種法に基づき定期の予防接種として実施しております。

子宮頸がんは、若い女性に増えているがんで、多くはヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染が原因でおこります。ワクチンでHPV感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見し早期治療することで、多くの子宮頸がんが予防できるといわれています。お子さんのHPVワクチン接種を希望する保護者の方は、予防効果や副反応をご理解いただき、決められた間隔での接種をお願いいたします。

【対象者】

小学6年生から高校1年生相当の女子

(平成18年4月2日から平成23年4月1日生まれの女子)

【標準的な接種対象者】

中学1年生相当の女子(平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれ)

【受けるには…】

- ・接種場所：市内協力医療機関(別紙一覧を参照)…必ず予約してください。
 ※接種希望日の1週間以上前には予約しましょう
- ・料 金：無料
- ・持って行く物：母子健康手帳(手帳に記入欄がない場合は接種記録証を余白に貼ってください)
 予診票(記入したもの)

【お知らせ】

- ★次の場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。(健康増進課予防係 TEL0282-25-3512)
 - ・長期にわたる疾病等により、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けることができない場合。
 - ・何らかの理由により市外の医療機関で接種を希望する場合
 - ・13歳以上の方で、保護者が接種時に同伴できない場合
 保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に接種を希望する場合、予診票へ保護者が署名することにより、保護者が同伴しなくとも予防接種を受けることができます。
 予診票が異なりますので事前にご連絡ください。
- ★栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

【ワクチンについて】

HPV ワクチンは、**サーバリックス(2価ワクチン)**と**ガーダシル(4価ワクチン)**の2種類があります。この2つのワクチンのどちらかを選択いただき接種することになりますが、それぞれワクチンの特徴がありますので、下記のワクチン比較表を参考にしてください。なお、医療機関に予約する際には、なるべくどちらかのワクチンを選択いただいてから予約してください。

【ワクチンの種類とその比較】

子宮頸がん予防ワクチンは、現在2種類あり選択して接種が可能です。ワクチンの比較を以下にまとめましたので参考にしてください。

		サーバリックス（2価ワクチン）	ガーダシル（4価ワクチン）
国際誕生		平成19年5月	平成18年6月
国内販売		平成21年12月	平成23年8月
効能・効果		◆ヒトパピローマウイルス16型・18型に起因する子宮頸がん（扁平上皮細胞癌、腺癌）及びその前駆病変の予防	◆ヒトパピローマウイルス16型・18型に起因する子宮頸がん（扁平上皮細胞癌、腺癌）及びその前駆病変の予防 ◆ヒトパピローマウイルス6型・11型に起因する尖圭コンジローマの予防
予防効果の持続期間		確立していない（追跡調査中） （海外データでは、現在9.4年間）	確立していない（追跡調査中） （海外データでは、現在8.4年間）
接種回数		3回（上腕の三角筋部に筋肉内注射）	3回（筋肉内注射）
主な副反応	接種部位の疼痛	99.0%	82.7%
	接種部位の紅斑・発赤	88.2%（発赤）	32.0%（紅斑）
	接種部位の腫脹	78.8%	28.3%
	発熱	5.6%	5.7%
	頭痛	37.9%	3.7%
		※国内臨床試験612例の接種後7日間の副反応 [2019年4月改訂（第12版）添付文書参照]	※国内臨床試験562例の接種後5日間の副反応 [2019年5月改訂（第5版）添付文書参照]

【ワクチンについての注意】

※**3回の接種は全て同一ワクチンにより接種**してください。異なったワクチンを併用して接種することは、その効果及び安全性が確認されていません。

例：1回目をサーバリックス（2価）で、2回目以降をガーダシル（4価）で接種するなど
2つのワクチンを併用して接種はできません。

※HPVワクチンは、3回の接種で高い予防効果が得られますので、確実に3回の接種を完了することが必要です。

【参考】

①新型コロナワクチン接種する前後は、原則として13日以上の間隔をあけてください。

（2週間後の同じ曜日以降接種可能です）

新型コロナワクチンと他の予防接種を同時には接種できません。

②注射生ワクチン同士の間隔は27日以上あける必要があります（4週間後に接種可能）。

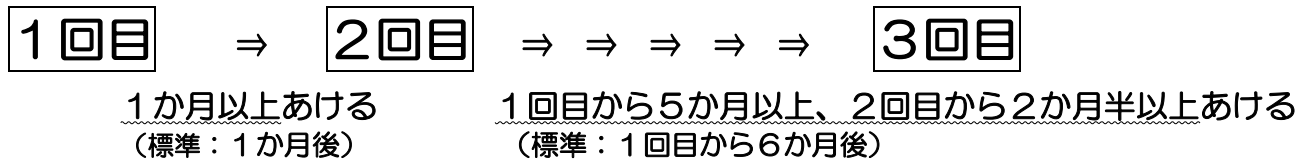
※HPVワクチンは不活化ワクチンのため該当しません。

※同時接種は医師が必要と認めた場合に可能です。

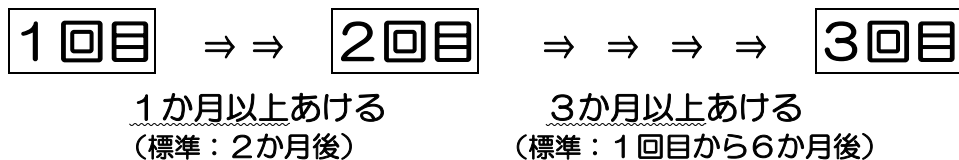
注射生ワクチン…BCG、麻しん風しん混合（MR）、水痘、おたふくかぜ、麻しん、風しん

【接種スケジュール】

★サーバリックス（2価ワクチン）：3回接種



★ガーダシル（4価ワクチン）：3回接種



※確実な免疫をつくるには、決められた間隔で受けることがとても大切です。

【受ける前の注意点】

- ①この説明書やリーフレットをよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ②当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は医療機関で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくとういでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤接種を受ける際は、必ず母子健康手帳と予診票をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方にご記入ください。(接種記録証は母子健康手帳等の余白に貼ってください。)

【受けることができない人】

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない人】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ②血小板が減少している、出血した際に止まりにくいなどの症状のある場合
- ③今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ④今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ⑤ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑥以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑦麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっ

ていない場合

⑧周囲(家族・友達など)で、感染症の病気(麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など)にかかっている人がいる場合

⑨妊婦又は妊娠している可能性のある場合

⑩外傷等をきっかけに、原因不明の疼痛が続いたことがある場合

⑪以前にワクチン(他のワクチンを含む)を接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある場合

⑫風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

①接種後に、重いアレルギー症状や血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、すぐに帰宅せず30分間は様子を見てください。転倒してけがをすることがあるため、接種後の移動の際には保護者の方が腕を持つなどして付き添うようにし、体重を預けられるような場所で、なるべく立ち上がることを避けて安静にしてください。

②接種後は、接種部位を軽く抑える程度にし、揉まないようにしてください。また、清潔に保ちましょう。

③接種後丸1日は、激しい運動はひかえてください。

④接種当日の入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。また、熱があるようでしたらひかえましょう。

⑤接種後1週間は、副反応の出現にご注意ください。気になる症状があった場合には速やかに医師の診察を受けましょう。

【相談窓口】

●厚生労働省：予防接種・感染症全般に関すること

〈感染症予防接種相談窓口〉

TEL：03-5276-9337 平日9時～17時(土日祝日、年末年始を除く)

●栃木県：子宮頸がん予防接種後に症状が生じた方

〈総合相談窓口〉

栃木県保健福祉部感染症対策課 TEL：028-623-3089

〈教育に関する相談窓口〉

栃木県教育委員会事務局学校安全課 TEL：028-623-3418

【予防接種による健康被害救済制度】

定期の予防接種によってひき起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。(予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合)

*給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

**※HPV ワクチンは、すべての子宮頸がんを防ぐものではありません。
20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受けることも大切です。**

お問合せ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町2-1-40(栃木保健福祉センター内)

TEL(0282)25-3512